三　前条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

四　前条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)並びに第五号ハ、ニ(2)及びホ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

（記録の閲覧）

第四条の六　法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一　記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。

イ　次条第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ及び第五号イに掲げる事項　翌月の末日

ロ　次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ、第四号ニ及びリ並びに第五号ロ及びヘに掲げる事項　当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ　次条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ、第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)並びに第五号ニ(1)及びホ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

ニ　次条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)並びに第五号ハ、ニ(2)及びホ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二・三　（略）

（記録する事項）

第四条の七　法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三　（略）

四　令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）　次に掲げる事項

イ　埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類（当該一般廃棄物に基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量

ロ～リ　（略）

五　令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）　次に掲げる事項

イ　埋め立てた水銀処理物の各月ごとの数量

ロ　最終処分基準省令第一条の二第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

(1)　当該水質検査に係る地下水等を採取した場所

(2)　当該水質検査に係る地下水等を採取した年月日

(3)　当該水質検査の結果の得られた年月日

(4)　当該水質検査の結果

ハ　最終処分基準省令第一条の二第二項の規定によりその例によることとされる最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項

(1)　当該措置を講じた年月日

(2)　当該措置の内容

三　前条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

四　前条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

（記録の閲覧）

第四条の六　法第八条の四の規定による記録の閲覧は、次により行うものとする。

一　記録は、次のイからニまでに掲げる区分に応じ、当該イからニまでに定める日までに備え置くこと。

イ　次条第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イに掲げる事項　翌月の末日

ロ　次条第一号ロ及びニ、第二号ロ及びニ、第三号ロ及びニ並びに第四号ニ及びリに掲げる事項　当該測定又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日

ハ　次条第一号ハ及びホ、第二号ハ、第三号ハ並びに第四号ロ(1)、ハ(1)、ヘ(1)、ト(1)及びチ(1)に掲げる事項　当該除去、清掃又は点検を行つた日の属する月の翌月の末日

ニ　次条第四号ロ(2)、ハ(2)、ホ、ヘ(2)、ト(2)及びチ(2)に掲げる事項　当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日

二・三　（略）

（記録する事項）

第四条の七　法第八条の四の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

一～三　（略）

四　令第五条の二に規定する一般廃棄物の最終処分場　次に掲げる事項

イ　埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

ロ～リ　（略）

（新設）